

埼玉県水道用水供給事業会計補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県は、地方公営企業法（昭和27年8月1日、法律第292号）第17条の2第1項及び第17条の3の規定により、埼玉県水道用水供給事業に対し、経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するため、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

- (1) 国庫補助の対象となった水道水源施設（当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものを除く。）に係る独立行政法人水資源機構に対する負担金の3分の1
- (2) 戸倉ダム建設事業の廃止に係る埼玉県水道用水供給事業負担金の3分の1
- (3) 南摩ダムに係る水源地域整備事業の埼玉県負担金（平成17年10月28日付け利根川水系南摩川南摩ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書第5条及び第6条に基づく負担金）のうち治水負担相当額に係る利金
- (4) 次に掲げる児童手当の給付に要する経費の合計額
 - ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費の5分の3
 - イ 3歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係る給付に要する経費
- (5) 霞ヶ浦導水事業からの撤退後における埼玉県の負担額に関する協定書第2条に定める負担額
- (6) 基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額又は前年度における繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。）

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その申請は、原則として毎事業年度3月27日までに行うものとする。

(交付決定通知書の様式)

第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(報告書の様式)

第5条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第2条で定める補助金の額のうち、資本的収入として水道用水供給事業会計が受け

入れるものについては、平成２年度は７分の５、平成３年度は７分の６を乗じた額とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成９年３月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成１０年３月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成１１年３月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成１５年３月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成１７年１０月１４日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成１９年３月８日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２３年３月２５日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２４年３月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２５年３月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成３１年３月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和２年３月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年３月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年３月２７日から施行する。

2 第2条(4)について、令和6年9月分以前の児童手当の給付に要する経費は、次のとおりとする。

ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）の
15分の8

イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）

ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費